

令和 6 年度第 1 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 6 年 4 月 1 6 日

担当部・課：建設部都市計画課〔内線 5 6 1 4〕

① 件 名
石巻市みどりの基本計画策定に係る庁内検討会議及び懇談会の設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本市における公園緑地等については、復興事業に伴う整備が令和 4 年度末に概ね完了し、既存の公園緑地等と合わせて約 5 5 0 か所となった。 市民の住環境の向上が図られた一方、都市計画マスタープラン改定や今年度策定予定の立地適正化計画により都市機能の集約等の方針が示され、公園緑地等においてもこれらの関連計画と整合を図り、中長期的な緑のまちづくりを展開することが課題となっている。 このことから、緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、都市緑地法第 4 条に規定する基本計画を策定する必要がある。</p> <p>【目的】 本基本計画の策定にあたり、庁内関係課及び専門的知見を有する学識経験者等から幅広く意見を聴取するため「石巻市みどりの基本計画策定庁内検討会議」及び「石巻市みどりの基本計画策定懇談会」を設置するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 都市緑地法（昭和 4 8 年法律第 7 2 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 2 章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち 第 3 節 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進 6 公園整備を推進する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 4 年 4 月 石巻市都市計画マスタープラン改定 令和 4 年 6 月 石巻市立地適正化計画策定庁内検討会議及び懇談会の設置 令和 5 年 3 月 復興事業等に伴う都市公園 8 6 か所の供用開始告示 令和 6 年 2 月 石巻市立地適正化計画パブリックコメントの実施及び住民説明会の開催 3 月 石巻市立地適正化計画の都市計画審議会への諮問</p>
⑤ 主な内容
<p>【石巻市みどりの基本計画策定庁内検討会議】</p> <p>1 所掌事務 (1) みどりの基本計画の策定及び変更に関すること。 (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。</p> <p>2 組 織 (1) 庁内検討会議 (2) 庁内ワーキンググループ</p>

【石巻市みどりの基本計画策定懇談会】

- 1 意見を求める事項 (1) みどりの基本計画の策定に関する事。
(2) その他市長が必要と認める事項に関する事。
- 2 構 成 員 次に掲げる者で構成し、構成員は10人以内とする。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の役員、構成員又は職員
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 上記に掲げるもののほか市長が必要と認める者
- 3 設置期間 令和8年3月31日までとする。

※ 石巻市みどりの基本計画策定体制図は別紙のとおり

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

多様な関係者からの意見を踏まえて検討していくことにより、多様な視点を持った計画を策定することができる。

また、計画策定により都市公園ストック再編事業等の社会資本整備総合交付金事業の活用が可能となる。

【財政措置】

報償費 40千円（8人分）

費用弁償 6千円（8人分）

合計 46千円

（財源）一般財源 ※令和6年度開催予定の懇談会1回分

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内の自治体における緑の基本計画の策定状況（令和6年3月31日時点）

【策定済】

- ・仙台市（仙台市緑の基本計画）
- ・大崎市（古川緑の基本計画）
- ・多賀城市（史都多賀城緑の基本計画）
- ・大和町（大和町緑の基本計画）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

- | | | |
|------|-----|---|
| 令和6年 | 5月 | 石巻市みどりの基本計画策定庁内検討会議設置要綱及び
石巻市みどりの基本計画策定懇談会設置要綱制定（令和6年5月1日施行予定） |
| 令和6年 | 7月 | 石巻市みどりの基本計画策定業務発注 |
| 令和6年 | 9月 | 第1回石巻市みどりの基本計画策定庁内検討会議
第1回石巻市みどりの基本計画策定庁内検討会議 |
| 令和6年 | 10月 | 第1回石巻市みどりの基本計画策定懇談会
（以降、令和7年度に各会議を3回程度開催予定） |

⑨ その他